

○袖ヶ浦市低入札価格調査制度実施要綱

平成23年3月31日告示第60号

改正

平成24年3月30日告示第85号

平成25年9月18日告示第157号

平成28年6月7日告示第115号

平成29年5月1日告示第87号

令和元年5月29日告示第14号

令和4年3月31日告示第93号

令和6年5月14日告示第121号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事及び建設工事に関連する業務委託又は製造の請負（以下「建設工事等」という。）に係る競争入札において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者又は価格その他の条件が最も有利な入札をした者（以下「最低価格入札者等」という。）が当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを判断するための調査（以下「低入札価格調査」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事等)

第2条 低入札価格調査の対象は、競争入札により契約を締結しようとする次の各号に掲げる建設工事等とする。ただし、市長が低入札価格調査の必要がないと認めた場合は、この限りでない。

- (1) 設計金額が3,000万円以上の建設工事又は製造の請負
- (2) 設計金額が1,000万円以上の地質調査業務、測量業務、建築関係の建設コンサルタント業務、土木関係の建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務の委託（以下「業務委託」という。）
- (3) 前2号の規定にかかわらず、総合評価方式により契約を締結しよ

うとする建設工事等

(調査基準価格)

第3条 低入札価格調査を実施する基準価格（以下「調査基準価格」という。）は、別表第1の区分に応じ、予定価格（消費税及び地方消費税の額を除く。以下同じ。）の算出の基礎となった算定項目のそれぞれの費用に同表の調査基準算定割合を乗じて得た額の合算額とし、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。この場合における算定項目に含まれる費目は、別表第1に掲げるものとする。

2 前項の規定により算定した額が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号の定める額を調査基準価格とし、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(1) 建設工事又は製造の請負で予定価格に100分の92を乗じて得た額を超える場合は、予定価格に100分の92を乗じて得た額、予定価格に100分の75を乗じて得た額に満たない場合は、予定価格に100分の75を乗じて得た額

(2) 地質調査業務の委託で予定価格に100分の85を乗じて得た額を超える場合は、予定価格に100分の85を乗じて得た額、予定価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合は、予定価格に3分の2を乗じて得た額

(3) 測量業務の委託で予定価格に100分の82を乗じて得た額を超える場合は、予定価格に100分の82を乗じて得た額、予定価格に100分の60を乗じて得た額に満たない場合は、予定価格に100分の60を乗じて得た額

(4) 地質調査業務及び測量業務の委託を除く業務委託で予定価格に100分の81を乗じて得た額を超える場合は、予定価格に100分の81を乗じて得た額、予定価格に100分の60を乗じて得た額に満たない場合は、予定価格に100分の60を乗じて得た額

3 前2項の規定にかかわらず、別表第1の算定項目の費用による調査基

準価格の算定が困難な場合は、次の各号に定める額を調査基準価格とする。

- (1) 建設工事又は製造の請負で予定価格に100分の92から100分の75までの範囲内で適正と認める割合を乗じて得た額
- (2) 地質調査業務の委託で予定価格に100分の85から3分の2までの範囲内で適正と認める割合を乗じて得た額
- (3) 測量業務の委託で予定価格に100分の82から100分の60までの範囲内で適正と認める割合を乗じて得た額
- (4) 地質調査業務及び測量業務の委託を除く業務委託で予定価格に100分の81から100分の60までの範囲内で適正と認める割合を乗じて得た額  
(失格判定基準)

第4条 前条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって入札をした者で、次の各号に定める基準（以下「失格判定基準」という。）のいずれかに該当するものは、失格とする。

- (1) 入札価格が契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる価格（以下「価格失格判定基準」という。）は、別表第1の区分に応じ、次に定めるものとする。

ア 建設工事又は製造の請負は、別表第1の算定項目の費用に価格失格判定算定割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）を下回る額。この場合における算定項目に含まれる費目は、別表第1に掲げるものとする。

イ 業務委託は、別表第1の算定項目の費用に価格失格判定算定割合を乗じて得た額の合算額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）を下回る額。この場合における算定項目に含まれる費目は、別表第1に掲げるものとする。

- (2) 前号の規定にかかわらず、別表第2の項目に応じ、同表の内容（以下「価格失格判定基準以外の失格判定基準」という。）に該当す

るとき。

(失格の判定)

第5条 前条第1号に規定する価格失格判定基準による失格の判定は、開札のときに行う。

2 前条第2号に規定する価格失格判定基準以外の失格判定基準による失格の判定は、袖ヶ浦市低入札価格調査委員会（第9条を除き、以下「委員会」という。）の会議で、調査基準価格を下回る入札を行い、かつ、価格失格判定基準に該当しない者で最低の価格又は最も有利な条件で入札したもの（以下「調査対象者」という。）からの事情聴取により行う。

(入札者への周知)

第6条 予算執行者及び契約担当者（以下「予算執行者等」という。）は、低入札価格調査の円滑な運用を図るため、一般競争入札の公告又は指名競争入札の指名通知及び入札執行前に、次の各号に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 低入札価格調査の基準があること。
- (2) 調査基準価格を下回った入札が行われた場合の入札の終了の方法及び通知方法
- (3) 最低価格入札者等は、最低価格の入札であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
- (4) 最低価格入札者等が、当該入札後における報告を指定した期限までに提出しない場合は、当該入札者のした入札を無効とすること。
- (5) 最低価格入札者等は、当該入札後における第11条第1項に規定する委員会の会議へ出席し、事情聴取に協力すること。
- (6) 前号に規定する事情聴取に協力しない者は、当該入札者のした入札を無効とすること。
- (7) 価格失格判定基準に該当する入札をした者は、当該入札者のした入札を失格とすること。
- (8) その他必要と認める事項

(落札者の決定の保留)

第7条 予算執行者等は、開札の結果、第3条に規定する調査基準価格を下回る入札をした者があったときは、落札者の決定を保留し、入札を行った者全てに対し、低入札価格調査の実施後に落札者を決定する旨を周知するものとする。

(低入札価格調査の実施)

第8条 市長は、前条の規定により、落札者の決定を保留したときは、調査対象者に対して、低入札価格調査を実施するものとする。

2 市長は、低入札価格調査を実施するため、低入札価格調査報告書提出等依頼書(様式第1号)により、次の各号に掲げる事項の報告を調査対象者に求めるものとする。

(1) 建設工事又は製造の請負の報告事項は、次のとおりとする。

- ア 当該入札価格で入札した理由
- イ 当該入札価格の積算内訳書及び明細書
- ウ 労務者の供給に関する事項
- エ 手持ち工事の状況
- オ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連
- カ 資材(機器)の調達に関する事項
- キ 手持ち機械に関する事項
- ク 建設副産物に関する事項
- ケ 過去に施工した同種の公共工事名、発注者及び成績状況
- コ 経営状況、信用状態等に関する事項
- サ その他必要な事項

(2) 業務委託の報告事項は、次のとおりとする。

- ア 当該入札価格で入札した理由
- イ 当該入札価格の積算内訳書及び明細書
- ウ 配置予定の技術者その他当該契約の履行体制に関する事項
- エ 技術者、作業員、労務者等の供給に関する事項

- オ 手持ち建設工事等委託業務の状況
- カ 手持ち機械に関する事項
- キ 過去に受注し、履行した同種又は類似の業務の名称、発注者及び成績状況
- ク 経営状況、信用状態等に関する事項
- ケ その他必要な事項

3 調査対象者は、前項に規定する報告の求めがあった日の翌日から起算して5日目（その日が、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は12月29日から翌年の1月3日までの日（同法に規定する休日を除く。）に当たるときは、これらの日の翌日）までに、低入札価格調査報告書（様式第2号）を市長に提出するものとする。

4 前項の規定による報告があったときは、その報告結果を次条に定める委員会で審査するものとする。

5 第3項に規定する期限までに調査対象者から報告がなかった場合は、調査対象者の入札は無効とし、入札が無効とされた者以外の入札者の中から再度調査対象者の有無を判定し、新たな調査対象者がある場合は、第2項から前項までの規定による手続きを行うものとする。

（委員会の設置）

第9条 前条に規定する低入札価格調査を実施するため、袖ヶ浦市低入札価格調査委員会を置く。

（委員会の組織）

第10条 委員会は、委員5人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 契約担当部長
- (2) 契約担当課長
- (3) 工事等発注担当課長
- (4) 工事等設計担当課長

(5) 工事等検査担当班長

- 3 委員会に委員長を置き、委員長は契約担当部長の職にある者を充てる。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときは、契約担当課長の職にあるものがその職務を代理する。

(会議)

第11条 委員長は、低入札価格調査報告書の提出があったときは、低入札価格調査委員会開催通知書（様式第3号）により、委員会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 会議に出席できない委員（委員長を除く。）は、当該調査事項について書面をもって表決し、又は他の者を代理人として表決を委任することができる。この場合において前2項の規定の運用については、その委員は出席したものとみなす。
- 5 委員会は、報告事項の内容を聴取し、審査をするため、調査対象者に対し会議への出席を求めるものとする。
- 6 調査対象者が委員会の会議に出席せず、前項に規定する事情聴取に応じないときは、調査対象者の入札は無効とする。
- 7 委員会は、必要があるときは、関係職員及び関係者の出席を求めてその意見を聴くことができる。

(低入札価格調査の審査)

第12条 委員会は、審査の結果、調査対象者の入札が価格失格判定基準以外の失格判定基準に該当すると判断した場合は、当該調査対象者を失格とする。

- 2 前項の規定により、調査対象者が失格となった場合は、失格となった

者以外の入札者の中から再度調査対象者の有無を判定し、新たな調査対象者がある場合は、第8条から前条までの手続き及び審査を行うものとする。

3 前項の規定は、調査対象者がいなくなるまで繰り返し行うものとする。  
(低入札価格調査表の作成)

第13条 委員会は、低入札価格調査終了後、当該調査結果に基づき、低入札価格調査表(様式第4号)を作成し、市長に報告するものとする。  
(決定等)

第14条 市長は、前条までの規定による低入札価格調査の結果に基づき、次の各号のとおり決定するものとする。

(1) 第12条の規定により、調査対象者が価格失格判定基準以外の失格判定基準に該当しない場合は、その調査対象者を落札者として決定し、同条の規定により調査対象者が全て失格となった場合は、調査価格基準を上回る価格で入札を行った者のうち、最低の価格又は最も有利な条件で入札したものを落札者として決定する。この場合において、一般競争入札による場合にあっては、袖ヶ浦市制限付き一般競争入札実施要綱(平成21年告示第32号)第14条第1項に規定する入札参加資格の確認審査後に落札者として決定する。

(2) 失格判定基準に該当した者は、失格者として決定する。

(3) 第8条第3項に規定する報告を期限までに行わなかった調査対象者及び第11条第6項に規定する委員会の会議へ出席せず、事情聴取に応じなかった調査対象者は、その入札を無効として決定する。

2 市長は、前項各号の規定により、落札者、失格者及び入札の無効を決定した場合は、決定通知書(様式第5号)により前項各号に規定する者に通知するものとする。

(建設工事請負契約における措置)

第15条 市長は、建設工事で低入札価格調査を実施し、落札者となった者と契約を締結する場合は、次の措置を講ずるものとする。



- (1) 契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とする。
- (2) 契約における前金払いの額を請負代金額の10分の2以内とする。

(庶務)

第16条 委員会の庶務は、契約担当課において処理する。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年告示第85号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年告示第157号)

この告示は、平成25年10月1日から施行する。

附 則 (平成28年告示第115号)

この告示は、平成28年7月1日から施行する。

附 則 (平成29年告示第87号)

この告示は、平成29年6月1日から施行する。

附 則 (令和元年5月29日告示第14号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和元年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の袖ヶ浦市低入札価格調査制度実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後に一般競争入札の公告又は指名競争入札の指名通知（以下「公告等」という。）を行う入札について適用し、同日前に公告等を行った入札については、なお従前の例による。

附 則 (令和4年3月31日告示第93号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の別表第1の規定は、この告示の施行の日以後に一般競争入札の公告又は指名競争入札の指名通知（以下「公告等」という。）を行う入札について適用し、同日前に公告等を行った入札については、なお従前の例による。

附 則（令和6年5月14日告示第121号）

(施行期日)

1 この告示は、令和6年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の袖ヶ浦市低入札価格調査制度実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後に一般競争入札の公告又は指名競争入札の指名通知（以下「公告等」という。）を行う入札について適用し、同日前に公告等を行った入札については、なお従前の例による。

別表第1（第3条、第4条関係）

区分	算定項目	調査基準算定割合	価格失格判定算定割合	算定項目に含まれる費目
建設工事 又は製造 の請負	直接工事費	100分の97	100分の75	直接工事費、 直接製作費、 機器費、設計 技術費、処分 費等
	共通仮設費	100分の90	100分の70	共通仮設費、 間接労務費等
	現場管理費	100分の90	100分の70	現場管理費、

				工場管理費、 据付間接費、 技術者間接費 等
	一般管理費 等	100分の68	100分の30	一般管理費等
地質調査 業務委託	直接調査費	100分の100	100分の80	直接調査費
	間接調査費	100分の90	100分の80	間接調査費
	解析等調査 業務費	100分の80	100分の70	解析等調査業 務費
	諸経費	100分の50	100分の30	業務管理費、 一般管理費等
測量業務 委託	直接測量費	100分の100	100分の80	直接測量費
	測量調査費	100分の100	100分の80	測量調査費
	諸経費	100分の50	100分の30	間接測量費、 一般管理費等
建築関係 の建設コ ンサルタ ント業務 委託	直接人件費	100分の100	100分の80	直接人件費
	特別経費	100分の100	100分の80	特別経費
	技術料等経 費	100分の60	100分の50	技術料等経費
	諸経費	100分の60	100分の50	直接経費、間

				接経費
土木関係 の建設コ ンサルタ ント業務 委託	直接人件費	100分の100	100分の80	直接人件費
	直接経費	100分の100	100分の80	直接経費（積上計上するものに限る。）
	その他原価	100分の90	100分の80	間接原価、直接経費（積上計上するものを除く。）
	一般管理費等	100分の50	100分の20	一般管理費等
補償関係 コンサル タント業 務委託	直接人件費	100分の100	100分の80	直接人件費
	直接経費	100分の100	100分の80	直接経費（積上計上するものに限る。）
	その他原価	100分の90	100分の80	間接原価、直接経費（積上計上するものを除く。）
	一般管理費等	100分の50	100分の20	一般管理費等

別表第2（第4条関係）

（1） 建設工事又は製造の請負の場合

項目	内容
設計仕様書等に適合しない場合	発注者が示した設計図書及び仕様書等に計上した設計数量や工法、施工条件を満足していない場合
	材料・製品について、発注者が示した設計仕様適合した品質・規格を満足していない場合
積算内訳書の算出根拠が適正でない場合	算出根拠が明確でない場合
	金額が一括計上されている場合
	下請け見積額を下回る積算額が計上されている場合
	下請け見積書等の工事内容（規模、工法、数量等）が不明確な場合
	資材（機器）購入に係る見積額を下回る積算額が計上されている場合
	監理技術者等の人件費、保険料、工事登録費用等の必要な経費が計上されていない場合
	下請予定業者の見積金額が過去に取引した実績のある価格を基礎として見積もられておらず、積算内訳書記載価格がいわゆる「指し値」である等、不当に低額に設定されたことが明白である場合
建設副産物の処理が適正でない場合	建設副産物について、適正な処理費用が計上されていない場合

	建設副産物の搬出予定地や処理体制等が設計仕様書等に合致していない場合
法令違反や契約上の基本事項違反等であると認められる場合	監理技術者等が重複専任になる場合
	その他法令違反
上記のほか、適正な工事の履行がなされないと認められる場合	入札日から過去1年以内において、賃金不払い等で送検（労働基準監督署から検察庁への書類送検）を受けている場合。ただし、不起訴となった場合は除く。
	入札日から過去1年以内において、建設工事紛争審査会から下請代金の未払い等で支払いを命じる仲裁判断が出された場合。ただし、和解的仲裁判断は除く。

(2) 業務委託の場合

項目	内容
設計仕様書等に適合しない場合	発注者が示した設計図書及び仕様書等に計上した設計数量や契約の履行条件を満足していない場合
	機器について、発注者が示した設計仕様に適合した品質・規格を満足していない場合
積算内訳書の算出根拠が適正でない場合	算出根拠が明確でない場合
	金額が一括計上されている場合

	再委託の見積額を下回る積算額が計上されている場合
	再委託の見積書等の委託内容（規模、工法、数量等）が不明確な場合
	技術者の人件費、保険料等の必要な経費が計上されていない場合
	再委託の見積額が過去に取引した実績のある価格を基礎として見積もられておらず、積算内訳書記載価格がいわゆる「指し値」である等、不当に低額に設定されたことが明白である場合
法令違反や契約上の基本事項違反等であると認められる場合	技術者が必要な資格を有していない場合
	その他法令違反
上記のほか、適正な業務委託の履行がなされないと認められる場合	入札日から過去1年以内において、賃金不払い等で送検（労働基準監督署から検察庁への書類送検）を受けている場合。ただし、不起訴となった場合は除く。
	その他適正な業務委託の履行がなされないと認められる場合

様式第1号（第8条関係）

様式第1号(第8条関係)

第 号  
年 月 日

様

袖ヶ浦市長



低入札価格調査報告書提出等依頼書

年 月 日に執行した の入札において、貴社の入札価格が低入札価格調査基準価格を下回っていますので、下記1の書類について、袖ヶ浦市低入札価格調査制度実施要綱第8条第2項の規定により、提出くださるようお願いいたします。

なお、同要綱第11条第1項の規定により、下記2のとおり低入札価格調査委員会を開催し、事情聴取を実施しますので、代表取締役又はこれに準ずる地位にある者が、ご出席くださるようお願いいたします。

記

1 提出書類等

①提出書類名 低入札価格調査報告書

②提出期限 年 月 日( ) 時 分まで

提出期限までに提出がない場合は、入札を無効といたします。

③提出先 袖ヶ浦市役所 部 課

2 低入札価格調査委員会

①開催日時 年 月 日( ) 時 分から

出席しなかった場合は、入札を無効といたします。

②開催場所

③事情聴取の概要

提出された低入札価格報告書の内容に関する事情聴取を実施します。

問合せ先 袖ヶ浦市役所 部 課  
電話番号



様式第2号（第8条関係）

様式第2号(第8条関係)

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

#### 低入札価格調査報告書

当社が、 年 月 日に入札した  
に係る入札書に記載した入札金額の積算内容について、袖ヶ浦市低入札価格調査制度実施  
要綱第8条第3項の規定により、下記のとおり報告いたします。

なお、当該報告書の内容については、事実と相違ないことを誓約いたします。

#### 記

##### 1 報告内容(建設工事又は製造の請負の場合)

- (1) 当該入札価格で入札した理由
- (2) 積算内訳書
- (3) 積算内訳書に対する明細書
- (4) 下請予定業者等一覧表
- (5) 配置予定技術者名簿
- (6) 手持ち工事の状況(対象工事現場付近)
- (7) 手持ち工事の状況(対象工事関連)
- (8) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連
- (9) 手持ち資材の状況
- (10) 資材(機器)購入予定先一覧表
- (11) 手持ち機械の状況
- (12) 労務者の確保計画

- (13) 工種別労務者配置計画
- (14) 建設副産物の排出地
- (15) 建設副産物の排出及び資材(機器)等の購入に関する運搬計画書
- (16) 施工体制台帳(予定)
- (17) 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者(過去10年間)
- (18) 経営内容(過去2年間の財務諸表)
- (19) 誓約書
- (20) その他必要な事項

## 2 報告内容(業務委託の場合)

- (1) 当該入札価格で入札した理由
- (2) 積算内訳書
- (3) 積算内訳書に対する明細書
- (4) 当該契約の履行体制
- (5) 手持ち建設工事等委託業務の状況
- (6) 配置予定技術者名簿
- (7) 技術者、作業員、労務者等の確保計画
- (8) 工種別技術者、作業員、労務者等配置計画
- (9) 手持ち機械等の状況(測量業務及び地質調査業務に限る。)
- (10) 過去に受注、履行した同種又は類似の業務の名称、発注者(過去10年間)
- (11) 経営内容(過去2年間の財務諸表)
- (12) 誓約書
- (13) その他必要な事項

様式第3号（第11条関係）

様式第3号(第11条関係)

第 号  
年 月 日

様

低入札価格調査委員会  
委員長

低入札価格調査委員会開催通知書

年 月 日に執行した入札について、袖ヶ浦市低入札価格調査制度実施要綱第11条第1項の規定により、下記のとおり低入札価格調査委員会を開催しますので、ご出席くださるようお願いいたします。

記

- 1 日 時 年 月 日( ) 時 分から
- 2 場 所
- 3 建設工事等名

様式第4号（第13条関係）

様式第4号(第13条関係)

低入札価格調査表

1 基本項目

(1) 調査案件概要

入札執行年月日	年 月 日
	午前・午後 時 分
入札会場	
入札執行担当者名	
入札立会者名	
建設工事等発注担当課	部 課
建設工事等名	
建設工事等箇所	
工期期限	年 月 日
予算額	円
設計金額	(税抜き) 円
	(税込み) 円
予定価格	(税抜き) 円
	(税込み) 円
調査基準価格	(税抜き) 円(A)
	(税込み) 円
価格失格判定基準(建設工事又は製造の請負の場合)	直接工事費(税抜き) 円(B)
	共通仮設費(税抜き) 円(B)
	現場管理費(税抜き) 円(B)
	一般管理費等(税抜き) 円(B)
価格失格判定基準(地質調査業務委託の場合)	総額(税抜き) 円(B)
	直接調査費(税抜き) 円
	間接調査費(税抜き) 円
	解析等調査業務費(税抜き) 円
	諸経費(税抜き) 円

価格失格判定基準 (測量業務委託の場合)	総額(税抜き)	円(B)
	直接測量費(税抜き)	円
	測量調査費(税抜き)	円
	諸経費(税抜き)	円
価格失格判定基準 (建築関係の建設コンサルタント業務委託の場合)	総額(税抜き)	円(B)
	直接人件費(税抜き)	円
	特別経費(税抜き)	円
	技術料等経費(税抜き)	円
	諸経費(税抜き)	円
価格失格判定基準 (土木関係の建設コンサルタント業務委託の場合)	総額(税抜き)	円(B)
	直接人件費(税抜き)	円
	直接経費(税抜き)	円
	その他原価(税抜き)	円
	一般管理費等(税抜き)	円
価格失格判定基準 (補償関係コンサルタント業務委託の場合)	総額(税抜き)	円(B)
	直接人件費(税抜き)	円
	直接経費(税抜き)	円
	その他原価(税抜き)	円
	一般管理費等(税抜き)	円
委員会開催年月日	年 月 日	
調査対象者名	住 所 商号又は名称 代表者氏名	
調査実施者	契約担当課	
	建設工事等発注担当課	
	建設工事等設計担当課	
	建設工事等検査担当課	

(2) 入札結果(調査基準価格に対する差額)

入札参加業者名	入札額 (C)	調査基準価格との差額 (A) - (C)	落札率
	円	円	%
	円	円	%
	円	円	%
	円	円	%
	円	円	%
	円	円	%
	円	円	%
	円	円	%

(3) 入札結果(調査対象者における価格失格判定基準に対する差額(建設工事又は製造の請負の場合))

調査対象者名

項目名	入札額における内訳額(D)	価格失格判定基準との差額 (B) - (D)	価格判定の有無
直接工事費(税抜き)	円	円	
共通仮設費(税抜き)	円	円	
現場管理費(税抜き)	円	円	
一般管理費等(税抜き)	円	円	

(4) 入札結果(調査対象者における価格失格判定基準に対する差額(地質調査業務委託の場合))

調査対象者名

項目名	入札額又はその内訳額(D)	価格失格判定基準との差額 (B) - (D)	価格判定の有無
入札額(税抜き)	円	円	
直接調査費(税抜き)	円	円	
間接調査費(税抜き)	円	円	
解析等調査業務費(税抜き)	円	円	
諸経費(税抜き)	円	円	

(5) 入札結果(調査対象者における価格失格判定基準に対する差額(測量業務委託の場合))

調査対象者名

項目名	入札額又はその内訳額(D)	価格失格判定基準との差額 (B) - (D)	価格判定の有無	失格の有無
入札額(税抜き)	円	円		
直接測量費(税抜き)	円	円		
測量調査費(税抜き)	円	円		
諸経費(税抜き)	円	円		

(6) 入札結果(調査対象者における価格失格判定基準に対する差額(建築関係の建設コンサルタント業務委託の場合))

調査対象者名

項目名	入札額又はその内訳額(D)	価格失格判定基準との差額 (B) - (D)	価格判定の有無	失格の有無
入札額(税抜き)	円	円		
特別経費(税抜き)	円	円		
技術料等経費(税抜き)	円	円		
諸経費(税抜き)	円	円		

(7) 入札結果(調査対象者における価格失格判定基準に対する差額(土木関係の建設コンサルタント業務委託の場合))

調査対象者名

項目名	入札額又はその内訳額(D)	価格失格判定基準との差額 (B) - (D)	価格判定の有無	失格の有無
入札額(税抜き)	円	円		
直接人件費(税抜き)	円	円		
直接経費(税抜き)	円	円		
その他原価(税抜き)	円	円		
一般管理費等(税抜き)	円	円		

(8) 入札結果(調査対象者における価格失格判定基準に対する差額(補償関係コンサルタント業務委託の場合))

調査対象者名 \_\_\_\_\_

項目名	入札額又はその内訳額(D)	価格失格判定基準との差額(B) - (D)	価格判定の有無
入札額(税抜き)	円	円	
直接人件費(税抜き)	円	円	
直接経費(税抜き)	円	円	
その他原価(税抜き)	円	円	
一般管理費等(税抜き)	円	円	

2 発注・設計担当に係る項目

調査内容	回答内容
設計・積算は何によったか。	
主資材・材料等の単価は何によったか。	
労務単価は何によったか。	
主資材・材料等及び労務単価の運用は適切であったか、また設計時と発注時との間に価格変動はなかったか。	
その他	

3 入札者(業者)に係る項目

(1) 低入札価格調査等実施結果(建設工事又は製造の請負の場合)

調査内容	質問内容	回答内容
当該入札価格で入札した理由		
当該入札価格の積算内訳書及び明細書		
労務者の供給に関する事項		
手持ち工事の状況		



契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連		
資材（機器）の調達に関する事項		
手持ち機械に関する事項		
建設副産物に関する事項		
過去に施工した同種の公共工事名、発注者及び成績状況		
経営状況、信用状態等に関する事項		
その他必要な事項		

(2) 低入札価格調査等実施結果(業務委託の場合)

調査内容	質問内容	回答内容
当該入札価格で入札した理由		
当該入札価格の積算内訳書及び明細書		
配置予定の技術者その他当該契約の履行体制に関する事項		
技術者、作業員、労務者等の供給に関する事項		
手持ち建設工事等委託業務の状況		
資材（機器）の調達に関する事項		
手持ち機械に関する事項		
過去に受注し、履行した同種又は類似の業務の名称、発注者及び成績状況		
経営状況、信用状態等に関する事項		
その他必要な事項		

#### 4 契約担当課に係る項目

調査内容	回答内容
調査基準価格算定にあたって適用に誤りはなかったか。	
経営状況について信用調査機関等の状況は。	
過去3年間に当該社に同様の入札がなかったか。	
前・今年度分の受注案件について、設計額と落札額の比率は。	
過去の市発注工事等での成績は。	

#### 5 価格失格判定基準以外の失格判定基準に該当するか否かを判断

該当する ・ 該当しない
--------------

## 6 所見

担当課長名	所 見
契 約 担 当 課 課長	
建 設 工 事 等 発 注 担 当 課 課長	
建 設 工 事 等 設 計 担 当 課 課長	
建 設 工 事 等 検 査 担 当 課 課長	

### 総合所見及び調査結果

委員 長 名	総合所見及び調査結果
委員長 (契約担当部長)	

様式第5号（第14条関係）

様式第5号(第14条関係)

第 号  
年 月 日

様

袖ヶ浦市長 

決 定 通 知 書

年 月 日に執行した入札について、落札者の決定を保留していましたが、下記のとおり決定しましたので、袖ヶ浦市低入札価格調査制度実施要綱第14条第2項の規定により通知します。

記

- 1 入札執行日 年 月 日( ) 時 分
- 2 建設工事等名
- 3 建設工事等箇所
- 4 決定内容 (落札者・失格者・無効)とする。
- 5 その他

問合せ先 袖ヶ浦市役所 部 課  
電話番号